

# 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者に対する 保険料の減免措置の取扱方針

平成23年4月18日制定

平成23年5月16日改正

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者に対する保険料の減免等の取扱いについては、平成23年3月11日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡「災害により被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて」において「広域連合の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたい」とされていることから、佐賀県後期高齢者医療広域連合においては、その被災状況の甚大さに鑑み、被災者に対する救済措置として、当面の間、次のとおり取り扱うこととする。

## 記

### 1 対象者

平成23年3月11日以降に佐賀県内市町に転入手続きがなされた被保険者で、平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その6）」（以下「医療課事務連絡」という。）で示された対象者の要件に合致する被保険者とする（平成23年5月2日現在、なお、医療課事務連絡の改正により対象者の要件が変更された場合は、本取扱方針で定める対象者についても、これに準じて変更するものとする。）。

### 2 具体的な運用

#### (1) 申請手続き

保険料の減免申請は、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則19条第1項に定める「後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第35号）」を使用するものとし「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金免除申立書」を、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）第18条第2項に定める減免を受けようとする理由を証明する書類と見なす。

#### (2) 減免事由の適用

適用する減免事由は、条例第18条第1項第1号とする。

#### (3) 減免の割合

被災状況の甚大さに鑑み、保険料額の全部を免除するものとする。

#### (4) 減免の適用範囲

減免措置を行う範囲は、平成22年度及び平成23年度分の保険料とする。

### 3 本方針の取扱期間

平成24年3月末日までとする。

なお、被災地の復興状況等を勘案したうえで、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4 その他

本方針は、平成23年3月11日から適用するものとする。

なお、医療課事務連絡の改正により変更された対象者の要件については、改正された医療課事務連絡の適用期日から適用するものとする。